

○信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十一号）【信金告示】

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇十五 (略)</p> <p>十六 クレジット・デリバティブ 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十一項第五号に掲げる取引のうち同号イに掲げる事由に係る取引</p> <p>ロ 金融商品取引法第二条第二十二項第六号に掲げる取引のうち同号イに掲げる事由に係る取引</p> <p>ハ 金融商品取引法第二条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引のうちイに掲げる取引に類似する取引</p> <p>十七〇二十一 (略)</p> <p>二十二 上場株式 取引所金融商品市場（金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）、店頭売買有価証券市場（金融商品取引法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）又は外国金融商品市場（金融商品取引法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。以下同じ。）において売買されている株式をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇十五 (略)</p> <p>十六 クレジット・デリバティブ 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号。以下「規則」という。）第八条第五項第六号に規定する取引をいう。</p> <p>十七〇二十一 (略)</p> <p>二十二 上場株式 取引所有価証券市場（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十七項に規定する取引所有価証券市場をいう。以下同じ。）、店頭売買有価証券市場（証券取引法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）又は外国有価証券市場（証券取引法第二条第八項第三号ロに規定する外国有価証券市場をいう。以下同じ。）において売買されている株式をいう。</p>

二十三～三十五 (略)

三十六 金融機関等向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ (略)

(削る)

ロ (略)

ハ (略)

ニ (略)

ホ (略)

ヘ 第五十八条において金融機関向けエクスポージャーの取扱いを認められた第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者及びこれに準ずる外国の者をいう。以下同じ。）及び経営管理会社（国内に本店その他の主たる営業所又は事務所を有する法人（銀行又は銀行持株会社を除く。）であつて、当該法人及び当該法人の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する子会社をいう。）のうち第一種金融商品取引業者を含み、かつ、当該法人が作成する連結財務諸表に基づき合算自己資本及び所要自己資本の計算を行っている者及びこれに準ずる外国の者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャー

三十七～七十九 (略)

二十三～三十五 (略)

三十六 金融機関等向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ (略)

ロ 日本郵政公社（日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）に規定する日本郵政公社をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャー

ハ (略)

ニ (略)

ホ (略)

ヘ (略)

ト 第五十八条において金融機関向けエクスポージャーの取扱いを認められた証券会社及び証券持株会社に対するエクスポージャー

三十七～七十九 (略)

(算式)

第二条 信用金庫又は海外拠点（外国に所在する従たる事務所又は信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号。以下「法」という。）第五十四条の二十三第一項第六号に掲げる会社（信用金庫連合会が総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有しているものに限る。）であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。以下同じ。）を有しない信用金庫連合会の自己資本比率基準のうち法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に定める基準（次条において「連結自己資本比率」という。）は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

(算式略)

(連結の範囲)

第三条 連結自己資本比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に準じて作成することとする。ただし、信用金庫又は信用金庫連合会がそれぞれ法第五十四条の二十一第一項第一号若しくは第三号又は法第五十四条の二十三第一項第一号から第十号まで若しくは第十二号に掲げる会社を子会社（法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。以下同じ。）としている場合における当該子会社（第六条第一項、第二十条第一項及び第二十五条第一項において「金融子会社」という。）については、

(算式)

第二条 信用金庫又は海外拠点（外国に所在する従たる事務所又は信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号。以下「法」という。）第五十四条の十七第一項第六号に掲げる会社（信用金庫連合会が総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有しているものに限る。）であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。以下同じ。）を有しない信用金庫連合会の自己資本比率基準のうち法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に定める基準（次条において「連結自己資本比率」という。）は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

(算式略)

(連結の範囲)

第三条 連結自己資本比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に準じて作成することとする。ただし、信用金庫又は信用金庫連合会がそれぞれ法第五十四条の十五第一項第一号若しくは第三号又は法第五十四条の十七第一項第一号から第十号まで若しくは第十二号に掲げる会社を子会社（法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。以下同じ。）としている場合における当該子会社（第六条第一項、第二十条第一項及び第二十五条第一項において「金融子会社」という。）については、

は、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。

2 (略)

(控除項目)

第六条 第二条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 (略)

二 信用金庫、信用金庫連合会又は連結子法人等が保有している次に掲げるものの資本調達手段(前号に該当するものを除く。)の額を合算した額

イ (略)

ロ 当該信用金庫又は信用金庫連合会がそれぞれ法第五十四条の二十一第一項第一号若しくは第三号又は法第五十四条の二十三第一項第一号から第十号まで若しくは第十二号に掲げる会社(法第五十四条の二十一第一項第一号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの及び法第五十四条の二十三第一項第十号に定める会社のうち従属業務を専ら営むものを除く。以下この号及び第二十五条第一項において「金融業務を営む会社」という。)(保険会社等を除く。)を子法人等としている場合における当該子法人等であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号又は第二項に該当するため、連結の範囲に含まれないもの(イに掲げるものを除く。)

ハ・ニ (略)

三〇六 (略)

2・3 (略)

連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。

2 (略)

(控除項目)

第六条 第二条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 (略)

二 信用金庫、信用金庫連合会又は連結子法人等が保有している次に掲げるものの資本調達手段(前号に該当するものを除く。)の額を合算した額

イ (略)

ロ 当該信用金庫又は信用金庫連合会がそれぞれ法第五十四条の十五第一項第一号若しくは第三号又は法第五十四条の十七第一項第一号から第十号まで若しくは第十二号に掲げる会社(法第五十四条の十五第一項第一号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの及び法第五十四条の十七第一項第十号に定める会社のうち従属業務を専ら営むものを除く。以下この号及び第二十五条第一項において「金融業務を営む会社」という。)(保険会社等を除く。)を子法人等としている場合における当該子法人等であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号又は第二項に該当するため、連結の範囲に含まれないもの(イに掲げるものを除く。)

ハ・ニ (略)

三〇六 (略)

2・3 (略)

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第十条 (略)

2・3 (略)

4 第一項(第二項において準用する場合を含む。)の「旧所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四条第一項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき内部格付手法(第二項において第一項を準用する場合にあつては先進的計測手法)の使用を開始した日の直前に用いていた手法により算出した額の合計額から第五条第一項第二号に掲げる額につき当該直前に用いていた手法により算出した額を控除した額をいう。ただし、先進的内部格付手法採用金庫が先進的内部格付手法の使用を開始する日の直前に基礎的内部格付手法を使用していた場合にあつては、当該先進的内部格付手法採用金庫は、当該直前に用いていた手法に代えて、先進的内部格付手法の使用を開始する日の直前に基礎的内部格付手法採用金庫としての旧所要自己資本の額の算出に用いていた手法を用いることができる(第十八条第四項、第三十条第四項及び第四十一条第四項におけると同様)。

5 (略)

(算出の方法等)

第十二条 単体自己資本比率は、信用金庫又は信用金庫連合会の財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、財務諸表に

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第十条 (略)

2・3 (略)

4 第一項(第二項において準用する場合を含む。)の「旧所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四条第一項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき内部格付手法(第二項において第一項を準用する場合にあつては先進的計測手法)の使用を開始した日の直前に用いていた手法により算出した額の合計額から第五条第一項第二号に掲げる額につき当該直前に用いていた手法により算出した額を控除した額をいう。

5 (略)

(算出の方法等)

第十二条 単体自己資本比率は、信用金庫又は信用金庫連合会の財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、財務諸表に

については、財務諸表等規則に準じて作成することとする。

(基本的項目)

第十三条 (略)

2 前項中「その他有価証券」とは、財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するものをいう(以下この章において同じ)。

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

第二十一条 次の各号に掲げる信用金庫連合会について、当該各号に定める場合には、第十九条の算式にマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額(以下「マーケット・リスク相当額に係る額」という。)を算入しないことができる。ただし、当該算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、準補完的項目を算入してはならない。

一 信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号。第二十七

七条第二項第二号において「規則」という。)第十五条の五の三第

一項の規定に基づき特定取引勘定を設けた信用金庫連合会(以下

「特定取引勘定設置信用金庫連合会」という。) 次に掲げる条件

のすべてを満たす場合

イ〜ハ (略)

二 (略)

(基本的項目)

については、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。)に準じて作成することとする。

(基本的項目)

第十三条 (略)

2 前項中「その他有価証券」とは、財務諸表等規則第八条第二十一項に規定するものをいう(以下この章において同じ)。

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

第二十一条 次の各号に掲げる信用金庫連合会について、当該各号に定める場合には、第十九条の算式にマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額(以下「マーケット・リスク相当額に係る額」という。)を算入しないことができる。ただし、当該算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、準補完的項目を算入してはならない。

一 規則第十五条の五の三第一項の規定に基づき特定取引勘定を設

けた信用金庫連合会(以下「特定取引勘定設置信用金庫連合会」と

いう。) 次に掲げる条件のすべてを満たす場合

イ〜ハ (略)

二 (略)

(基本的項目)

第二十二條 第十九條の算式において基本的項目の額は、會員勘定(非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、外部流出予定額並びに次條第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く)、その他有価証券評価差損、為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分(当該連結子法人等が株主資本に計上している次條第一項第四号及び第六号に掲げるものの額に相当する額を除く。)の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除したものとす

一〇五 (略)

二〇五 (略)

(金融機関向けエクスポージャー)

第五十七條 金融機関(第一條第七号ロに掲げる者を除く。次項において同じ。)、外国銀行、銀行持株会社及び銀行持株会社に準ずる外国の会社向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該金融機関が設立された国の中央政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、それぞれ次の各号の表の左欄に定めるものとする。ただし、無格付の場合には、百パーセントとする。

一〇二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、金融機関及び銀行持株会社に対する円建てのエクスポージャーが円建てで調達されたものであって、かつ、当該主体が信用供与を受けた日から満期までの期間が三月以内である場合のリスク・ウェイトは、二十パーセントとする。

第二十二條 第十九條の算式において基本的項目の額は、會員勘定(非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、外部流出予定額並びに次條第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く)、その他有価証券評価差損、為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分(当該連結子法人等が株主資本に計上している次條第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く)、その他有価証券評価差損、為替換算調整勘定、新株予約権の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除したものとす。

一〇五 (略)

二〇五 (略)

(金融機関向けエクスポージャー)

第五十七條 金融機関(第一條第七号ロに掲げる者を除く。次項において同じ。)、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社及び日本郵政公社向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該金融機関が設立された国の中央政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、それぞれ次の各号の表の左欄に定めるものとする。ただし、無格付の場合には、百パーセントとする。

一〇二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、金融機関、銀行持株会社及び日本郵政公社に対する円建てのエクスポージャーが円建てで調達されたものであって、かつ、当該主体が信用供与を受けた日から満期までの期間が三月以内である場合のリスク・ウェイトは、二十パーセントとする。

<p>3 (略)</p> <p>(第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー)</p> <p>第五十八条 第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該第一種金融商品取引業者がバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準(金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)を含む。)の適用を受ける場合(前条の規定に従うものとする。)</p> <p>経営管理会社についても、同様とする。</p> <p>(カレント・エクスポージャー方式)</p> <p>第七十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号に掲げるいずれかの額</p> <p>一 派生商品取引(クレジット・デリバティブを除く。)を次のイの表の上欄に掲げる取引及び同表の中欄に掲げる残存期間に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目(ただし、元本を複数回交換する取引については、各掛目を残存交換回数倍するものとする。)を乗じて得た額又はクレジット・デリバティブを次のロの表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に掲げる原債務者の種類に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目を乗じて得た額(以下「グロスのアドオン」という。)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ クレジット・デリバティブの掛目</p>	<p>3 (略)</p> <p>(証券会社向けエクスポージャー)</p> <p>第五十八条 証券会社向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該証券会社がバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準(証券会社の自己資本規制に関する内閣府令(平成十三年内閣府令第二十三号)を含む。)の適用を受ける場合(前条の規定に従うものとする。)</p> <p>証券持株会社についても、同様とする。</p> <p>(カレント・エクスポージャー方式)</p> <p>第七十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号に掲げるいずれかの額</p> <p>一 派生商品取引(クレジット・デリバティブを除く。)を次のイの表の上欄に掲げる取引及び同表の中欄に掲げる残存期間に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目(ただし、元本を複数回交換する取引については、各掛目を残存交換回数倍するものとする。)を乗じて得た額又はクレジット・デリバティブを次のロの表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に掲げる原債務者の種類に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目を乗じて得た額(以下「グロスのアドオン」という。)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ クレジット・デリバティブの掛目</p>
<p>3 (略)</p> <p>(証券会社向けエクスポージャー)</p> <p>第五十八条 証券会社向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該証券会社がバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準(証券会社の自己資本規制に関する内閣府令(平成十三年内閣府令第二十三号)を含む。)の適用を受ける場合(前条の規定に従うものとする。)</p> <p>証券持株会社についても、同様とする。</p> <p>(カレント・エクスポージャー方式)</p> <p>第七十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号に掲げるいずれかの額</p> <p>一 派生商品取引(クレジット・デリバティブを除く。)を次のイの表の上欄に掲げる取引及び同表の中欄に掲げる残存期間に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目(ただし、元本を複数回交換する取引については、各掛目を残存交換回数倍するものとする。)を乗じて得た額又はクレジット・デリバティブを次のロの表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に掲げる原債務者の種類に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目を乗じて得た額(以下「グロスのアドオン」という。)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ クレジット・デリバティブの掛目</p>	<p>3 (略)</p> <p>(証券会社向けエクスポージャー)</p> <p>第五十八条 証券会社向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該証券会社がバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準(証券会社の自己資本規制に関する内閣府令(平成十三年内閣府令第二十三号)を含む。)の適用を受ける場合(前条の規定に従うものとする。)</p> <p>証券持株会社についても、同様とする。</p> <p>(カレント・エクスポージャー方式)</p> <p>第七十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号に掲げるいずれかの額</p> <p>一 派生商品取引(クレジット・デリバティブを除く。)を次のイの表の上欄に掲げる取引及び同表の中欄に掲げる残存期間に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目(ただし、元本を複数回交換する取引については、各掛目を残存交換回数倍するものとする。)を乗じて得た額又はクレジット・デリバティブを次のロの表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に掲げる原債務者の種類に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目を乗じて得た額(以下「グロスのアドオン」という。)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ クレジット・デリバティブの掛目</p>

(略)

(注1) (略)

(注2) 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

① (略)

② 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社のうち第五十七条又は第五十八条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められている主体並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3又は5―3以上である主体をいう。

(注3) (略)

二 (略)

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第八十七条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次の各号に掲げるものとする。

一〜四 (略)

五 適格格付機関が格付を付与していない債券であつて、次に掲げるすべての条件を満たすもの

イ (略)

ロ 取引所金融商品市場、店頭売買有価証券市場又は外国金融商品市場において売買されていること。

ハ〜ヘ (略)

(略)

(注1) (略)

(注2) 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

① (略)

② 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、証券会社及び証券持株会社のうち第五十七条又は第五十八条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められている主体並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3又は5―3以上である主体をいう。

(注3) (略)

二 (略)

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第八十七条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次の各号に掲げるものとする。

一〜四 (略)

五 適格格付機関が格付を付与していない債券であつて、次に掲げるすべての条件を満たすもの

イ (略)

ロ 取引所有価証券市場、店頭売買有価証券市場又は外国有価証券市場において売買されていること。

ハ〜ヘ (略)

六 指定国の代表的な株価指数（金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件（平成十九年八月十七日金融庁告示第五十九号）第一条第二十四号に掲げる指定国の代表的な株価指数をいう。以下同じ。）を構成する株式を発行する会社の株式等（株式及び株式に転換する権利を付された社債をいう。以下この節において同じ。）

七 （略）

（ボラティリティ調整率の適用除外）

第九十九条 （略）

2 前項の「中核的市場参加者」とは、次に掲げるものをいう。

一 （略）

二 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く）、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第五十八条において規定リスク・ウェイトが規定されている第一種金融商品取引業者及び経営管理会社、金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社、貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第八十一号）第一条第三号に基づき金融庁長官が指定する短資会社並びに前号に該当しない国際開発銀行

三〇五 （略）

六 金融商品取引法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算
機関

（事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額）
第一百五十一条 事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセ

六 指定国の代表的な株価指数（証券会社の自己資本規制に関する内閣府令別表第六の指定国の代表的な株価指数をいう。以下同じ。）を構成する株式を発行する会社の株式等（株式及び株式に転換する権利を付された社債をいう。以下この節において同じ。）

七 （略）

（ボラティリティ調整率の適用除外）

第九十九条 （略）

2 前項の「中核的市場参加者」とは、次に掲げるものをいう。

一 （略）

二 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く）、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、日本郵政公社、第五十八条において規定リスク・ウェイトが規定されている証券会社及び証券持株会社、証券取引法第二条第三十二項に規定する証券金融会社、貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第八十一号）第一条第三号に基づき金融庁長官が指定する短資会社並びに前号に該当しない国際開発銀行

三〇五 （略）

六 証券取引法第二条第三十一項に規定する証券取引清算機関

（事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額）
第一百五十一条 事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセ

ツトの額は、第百五十四条に定めるPD、第百五十五条に定めるLGD、第百五十六条に定めるPD₀及び第百五十七条に定めるマチュリティ(M)（ただし、PDが百パーセントの場合は一とする。以下同じ。）を用いて、次の第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率(K)は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する相関係数(ρ)及びマチュリティ調整(α)は、それぞれ第三号及び第四号に掲げる算式により算出される額とする。

一 (略)

二 所要自己資本率

$$(K) = \left[LGD \times N \left\{ (1-R)^{-0.5} \times G(PD) + \left(\frac{R}{1-R} \right)^{0.5} \times G(0.999) \right\} - EL \right] \times \{1 - 1.5 \times b\}^{-1} \times \{1 + (M - 2.5) \times b\}$$

ただし、零を下回る場合は零とする。

N(x)は、標準正規分布の累積分布関数。ただし、PDが百パー

セントの場合は一とする（以下同じ）。

N(x)は、G(x)の逆関数（以下同じ）。

ELは、PDにLGDを乗じた率。ただし、PDが百パーセントの場合

は、第百二十六条第六項に定めるEldefaultとする（第百五

十三条第三項第三号を除き、以下同じ）。

三・四 (略)

2～7 (略)

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

ツトの額は、第百五十四条に定めるPD、第百五十五条に定めるLGD、第百五十六条に定めるPD₀及び第百五十七条に定めるマチュリティ(M)（ただし、PDが百パーセントの場合は一とする。以下同じ。）を用いて、次の第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率(K)は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する相関係数(ρ)及びマチュリティ調整(α)は、それぞれ第三号及び第四号に掲げる算式により算出される額とする。

一 (略)

二 所要自己資本率

$$(K) = \left[LGD \times N \left\{ (1-R)^{-0.5} \times G(PD) + \left(\frac{R}{1-R} \right)^{0.5} \times G(0.999) \right\} - EL \right] \times \{1 - 1.5 \times b\}^{-1} \times \{1 + (M - 2.5) \times b\}$$

ただし、零を下回る場合は零とする。

N(x)は、標準正規分布の累積分布関数。ただし、PDが百パー

セントの場合は一とする（以下同じ）。

N(x)は、G(x)の逆関数（以下同じ）。

ELは、PDにLGDを乗じた率。ただし、PDが百パーセントの場合

は、第百二十六条第六項に定めるEldefaultとする（以下同

じ）。

三・四 (略)

2～7 (略)

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第五十三條 (略)

2 前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 保証人又はプロテクション提供者が、第五十七條若しくは第五十八條に掲げる主体又は保険会社（保険業法（平成七年法律第五号）第二條第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）若しくは外国保険業者（同條第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。）のうち信用リスクの削減を目的とする保証又はクレジット・デリバティブを業として行っている者であり、かつ、次のイからハまでに掲げる条件のすべてを満たすこと。

イ バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準（金融商品取引業等に関する内閣府令を含む。）の適用を受けていること又は適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3以上であること。

ロ 保証又はクレジット・デリバティブが付与されてから算出基準日までのいずれかの時点において、4―2以上の信用リスク区分（第五十七條又は第五十八條に掲げる主体の格付については、第五十九條第一項の表を準用するものとする。ハにおいて同じ。）に対応するPDに相当するPDが割り当てられた内部格付が付与されていること。

ハ (略)

四〇九 (略)

3 ダブル・デフォルト効果を適用したエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、次條に定めるPD、第五十五條に定めるLGD、

第五十三條 (略)

2 前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 保証人又はプロテクション提供者が、第五十七條若しくは第五十八條に掲げる主体又は保険会社（保険業法（平成七年法律第五号）第二條第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）若しくは外国保険業者（同條第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。）のうち信用リスクの削減を目的とする保証又はクレジット・デリバティブを業として行っている者であり、かつ、次のイからハまでに掲げる条件のすべてを満たすこと。

イ バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本規制に関する内閣府令を含む。）の適用を受けていること又は適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3以上であること。

ロ 保証又はクレジット・デリバティブが付与されてから算出基準日までのいずれかの時点において、4―2以上の信用リスク区分（金融機関又は証券会社（第五十八條の規定に該当するものに限り。）の格付については、第五十九條第一項の表を準用するものとする。ハにおいて同じ。）に対応するPDに相当するPDが割り当てられた内部格付が付与されていること。

ハ (略)

四〇九 (略)

3 ダブル・デフォルト効果を適用したエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、次條に定めるPD、第五十五條に定めるLGD、

第百五十六条に定める㉔㉕)及び第百五十七条に定めるマチュリティ
 (㉖) (ただし、保証又はクレジット・デリバティブの㉗を用いるもの
 とし、一年を下回ることはできない。)を用いて、次の第一号に掲げ
 る算式により、同号に掲げる算式の算出に要するダブル・デフォル
 ト効果を勘案した所要自己資本率(KDD)は第二号に掲げる算式によ
 り、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率(KO)は第三
 号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する相関係数
 (㉘)及びマチュリティ調整(㉙)は、それぞれ第四号及び第五号によ
 り算出される額とする。

一・二 (略)

三 所要自己資本率

$$(K_o) = \left[LGD_g \times N \left\{ (1-R)^{-0.5} \times G(PD_o) + \left(\frac{R}{1-R} \right)^{0.5} \times G(0.999) \right\} - EL \right] \\ \times \{ 1 - 1.5 \times b \}^{-1} \times \{ 1 + (M - 2.5) \times b \}$$

LGD_gは、被保証債権若しくは原債権の債務者のLGD又は保証人若
 しくはプロテクション提供者のLGDのうち、当該取引の性質に
 照らして適切と認められる数値

PD_oは、被保証債権又は原債権の債務者のPD

ELは、PD_oにLGD_gを乗じた率

四・五 (略)

4 (略)

(信用リスク・アセットのみなし計算)

第百五十六条に定める㉔㉕)及び第百五十七条に定めるマチュリティ
 (㉖) (ただし、保証又はクレジット・デリバティブの㉗を用いるもの
 とし、一年を下回ることはできない。)を用いて、次の第一号に掲げ
 る算式により、同号に掲げる算式の算出に要するダブル・デフォル
 ト効果を勘案した所要自己資本率(KDD)は第二号に掲げる算式によ
 り、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率(KO)は第三
 号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する相関係数
 (㉘)及びマチュリティ調整(㉙)は、それぞれ第四号及び第五号によ
 り算出される額とする。

一・二 (略)

三 所要自己資本率

$$(K_o) = \left[LGD_g \times N \left\{ (1-R)^{-0.5} \times G(PD_o) + \left(\frac{R}{1-R} \right)^{0.5} \times G(0.999) \right\} - EL \right] \\ \times \{ 1 - 1.5 \times b \}^{-1} \times \{ 1 + (M - 2.5) \times b \}$$

LGD_gは、被保証債権若しくは原債権の債務者のLGD又は保証人若
 しくはプロテクション提供者のLGDのうち、当該取引の性質に
 照らして適切と認められる数値

PD_oは、被保証債権又は原債権の債務者のPD

ELは、PD_oにLGD_gを乗じた率。ただし、PD_oが百パーセントの場
 合は第百二十六条第六項に定めるELdefaultとする。

四・五 (略)

4 (略)

(信用リスク・アセットのみなし計算)

第六十六条 (略)

2・3 (略)

4 内部格付手法採用金庫は、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を直接に計算することができず、かつ、第一項及び第二項の規定によることができない場合であつて、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかでないときは、当該エクスポージャーが次の各号に掲げる要件を満たしている限りにおいて、前条第七項に定める「内部モデル手法」を準用して信用リスク・アセットの額を算出することができる。この場合において、「株式」及び「株式等エクスポージャー」とあるのは「エクスポージャー」と読み替えるものとする。

一 (略)

二 保有するエクスポージャーが金融商品取引法第九十三条の第二項に規定する公認会計士又は監査法人による監査証明又はそれに準じる外部監査を、年一回以上の頻度で受けていること。

三 (略)

5・6 (略)

(見積残存価額部分に係る信用リスク・アセットの額)

第七十六条 (略)

2 第五十二条第一項の規定は、見積残存価額に係る信用リスク・アセットについて準用する。この場合において、「事業法人等向けエクスポージャー」とあり、「被保証債権」とあり、及び「原債権」とあるのは「見積残存価額」と読み替えるものとする。

第六十六条 (略)

2・3 (略)

4 内部格付手法採用金庫は、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を直接に計算することができず、かつ、第一項及び第二項の規定によることができない場合であつて、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかでないときは、当該エクスポージャーが次の各号に掲げる要件を満たしている限りにおいて、前条第七項に定める「内部モデル手法」を準用して信用リスク・アセットの額を算出することができる。この場合において、「株式」及び「株式等エクスポージャー」とあるのは「エクスポージャー」と読み替えるものとする。

一 (略)

二 保有するエクスポージャーが証券取引法第九十三条の第二項に規定する公認会計士又は監査法人による監査証明又はそれに準じる外部監査を、年一回以上の頻度で受けていること。

三 (略)

5・6 (略)

(見積残存価額部分に係る信用リスク・アセットの額)

第七十六条 (略)

2 第五十二条第一項の規定は、見積残存価額に係る信用リスク・アセットについて準用する。この場合において、「事業法人等向けエクスポージャー」とあり、「被保証債権」とあり、及び「原債権」とあり読み替えるものとする。

<p>(金利リスク・カテゴリーの個別リスク)</p> <p>第二百八十四条 第二百八十条第一号に掲げる金利リスク・カテゴリーの個別リスクの額は、債券等の銘柄ごとのネット・ポジションの額に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に定めるリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額とする。ただし、日本政府又は我が国の地方公共団体の発行する円建ての債券等のうち円建てで調達されたものについては、リスク・ウェイトを零パーセントとすることができる。</p> <p>(略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 「優良債」とは、公共部門又は国際開発銀行の発行した債券等、金融機関(第一条第七号ロに掲げる者を除く)、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社の発行した債券等のうち第五十七条又は第五十八条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められているもの並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3又は5―3以上である債券等をいう。</p>	<p>(金利リスク・カテゴリーの個別リスク)</p> <p>第二百八十四条 第二百八十条第一号に掲げる金利リスク・カテゴリーの個別リスクの額は、債券等の銘柄ごとのネット・ポジションの額に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に定めるリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額とする。ただし、日本政府又は我が国の地方公共団体の発行する円建ての債券等のうち円建てで調達されたものについては、リスク・ウェイトを零パーセントとすることができる。</p> <p>(略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 「優良債」とは、公共部門又は国際開発銀行の発行した債券等、金融機関(第一条第七号ロに掲げる者を除く)、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、証券会社及び証券持株会社の発行した債券等のうち第五十七条又は第五十八条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められているもの並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3又は5―3以上である債券等をいう。</p>
<p>2 (略)</p> <p>2 (株式リスク・カテゴリーの個別リスク)</p> <p>第二百八十九条 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>2 (株式リスク・カテゴリーの個別リスク)</p> <p>第二百八十九条 (略)</p>
<p>3 同一の株価指数の先物取引について、異なる日付又は異なる取引</p>	<p>3 同一の株価指数の先物取引について、異なる日付又は異なる取引</p>

所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所及び商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第一項に規定する商品取引所並びに海外におけるこれらと類似のものをいう。以下同じ。）で裁定取引を行っている場合においては、一方の取引についてのみ個別リスクの額を算出し、他方の取引については個別リスクの額を算出しないことができる。

附則

（移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限の特則）

第九条 平成二十年三月三十一日前に基礎的内部格付手法採用金庫になる信用金庫又は信用金庫連合会並びに平成二十年三月三十一日に先進的内部格付手法採用金庫になる信用金庫又は信用金庫連合会であつて先進的内部格付手法の使用の開始の直前まで旧告示により自己資本比率を計算している信用金庫又は信用金庫連合会及び平成二十年三月三十一日に先進的計測手法採用金庫になる信用金庫又は信用金庫連合会は、新告示第十条、第十八条、第三十条及び第四十一条に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額を八パーセント（内部格付手法又は先進的計測手法を採用する信用金庫又は海外拠点有する信用金庫連合会以外の信用金庫連合会においては、四パーセント）で除して得た額を自己資本比率の算式の分母に加えなければならぬ。ただし、当該基礎的内部格付手法採用金庫になる信用金庫若し

所（証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第一項に規定する商品取引所及び金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第六項に規定する金融先物取引所並びに海外におけるこれらと類似のものをいう。以下同じ。）で裁定取引を行っている場合においては、一方の取引についてのみ個別リスクの額を算出し、他方の取引については個別リスクの額を算出しないことができる。

附則

（移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限の特則）

第九条 平成二十年三月三十一日前に基礎的内部格付手法採用金庫になる信用金庫又は信用金庫連合会、平成二十年三月三十一日に先進的内部格付手法採用金庫になる信用金庫又は信用金庫連合会であつて先進的内部格付手法の使用の開始の直前まで旧告示により自己資本比率を計算している信用金庫又は信用金庫連合会及び平成二十年三月三十一日に先進的計測手法採用金庫になる信用金庫又は信用金庫連合会は、新告示第十条、第十八条、第三十条及び第四十一条に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額を八パーセント（内部格付手法又は先進的計測手法を採用する信用金庫又は海外拠点有する信用金庫連合会以外の信用金庫連合会においては、四パーセント）で除して得た額を自己資本比率の算式の分母に加えなければならぬ。ただし、当該基礎的内部格付手法採用金庫になる信用金庫若し

くは信用金庫連合会又は先進的内部格付手法採用金庫になる信用金庫若しくは信用金庫連合会のうち、平成二十年三月三十一日の後に先進的内部格付手法採用金庫又は先進的計測手法採用金庫になる信用金庫又は信用金庫連合会に関し、先進的内部格付手法又は先進的計測手法の使用の開始の日以降については、これに代えて、新告示第十条、第十八条、第三十条及び第四十一条の規定の適用を受けるものとする。

2

(略)

くは信用金庫連合会又は先進的内部格付手法採用金庫になる信用金庫若しくは信用金庫連合会のうち、平成二十年三月三十一日の後に先進的計測手法採用金庫になる信用金庫又は信用金庫連合会に関し、先進的計測手法の使用の開始の日以降については、これに代えて、新告示第十条第二項、第十八条第二項、第三十条第二項及び第四十一条第二項の規定の適用を受けるものとする。

2

(略)